

◆ 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の手数料

● 非住宅部分

床面積 (㎡)	モデル建物法以外		モデル建物法	
	評価書面なし	評価書面あり	評価書面なし	評価書面あり
A < 300	242,000	12,000	94,000	12,000
300 ≤ A < 1,000	300,000	19,000	118,000	19,000
1,000 ≤ A < 2,000	383,000	30,000	153,000	30,000
2,000 ≤ A < 5,000	541,000	83,000	244,000	83,000
5,000 ≤ A < 10,000	663,000	130,000	316,000	130,000
10,000 ≤ A < 25,000	781,000	164,000	378,000	164,000
25,000 ≤ A < 50,000	889,000	204,000	443,000	204,000
50,000 ≤ A	1,105,000	284,000	572,000	284,000

● 住宅部分

床面積 (㎡)	誘導性能基準		誘導仕様基準		誘導併用基準	
	評価書面なし	評価書面あり	評価書面なし	評価書面あり	評価書面なし	評価書面あり
戸建住宅						
A < 200	44,000	6,600	23,000	6,600	34,000	6,600
200 ≤ A	48,000		24,000		36,000	
共同住宅又は長屋住宅						
A < 300	80,000	11,000	38,000	11,000	59,000	11,000
300 ≤ A < 2,000	126,000	22,000	62,000	22,000	94,000	22,000
2,000 ≤ A < 5,000	207,000	47,000	109,000	47,000	158,000	47,000
5,000 ≤ A < 10,000	293,000	83,000	162,000	83,000	227,000	83,000
10,000 ≤ A < 25,000	566,000	132,000	292,000	132,000	430,000	132,000
25,000 ≤ A < 50,000	992,000	198,000	491,000	198,000	743,000	198,000
50,000 ≤ A	1,815,000	299,000	857,000	299,000	1,336,000	299,000

● 複合建築物（住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物）

『非住宅部分』 + 『住宅部分』 の合計金額

◆ 法第55条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料

- ・住宅の用途以外の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に応じて定める金額を加算した金額とする。

◆ 法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合

- ・建築確認申請審査に対応する手数料として、手数料条例別表第5に定める手数料の額を加算した金額とする。

◆ 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料

- ・変更に係る部分の1/2（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）とした、上記の表による面積区分による手数料とする。
- ・法第29条第2項第3号に掲げる事項（資金計画）のみを変更する場合にあっては、4,800円とする。
- ・軽微な変更に関する証明書を発行する場合は、その部分にかかる床面積の合計の1/2に該当する区分の手数料とする。（床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

◆ 評価方法について

- ・モデル建物法以外は、標準入力法・主要室入力法・BEST等をいう。